



実行団体における ガバナンス・コンプライアンスに関する規程類の公開について (21年度通常枠採択団体向け)

初版：2023年3月

改訂：2023年6月

(一財) 日本民間公益活動連携機構



0.21年度通常枠の公開状況

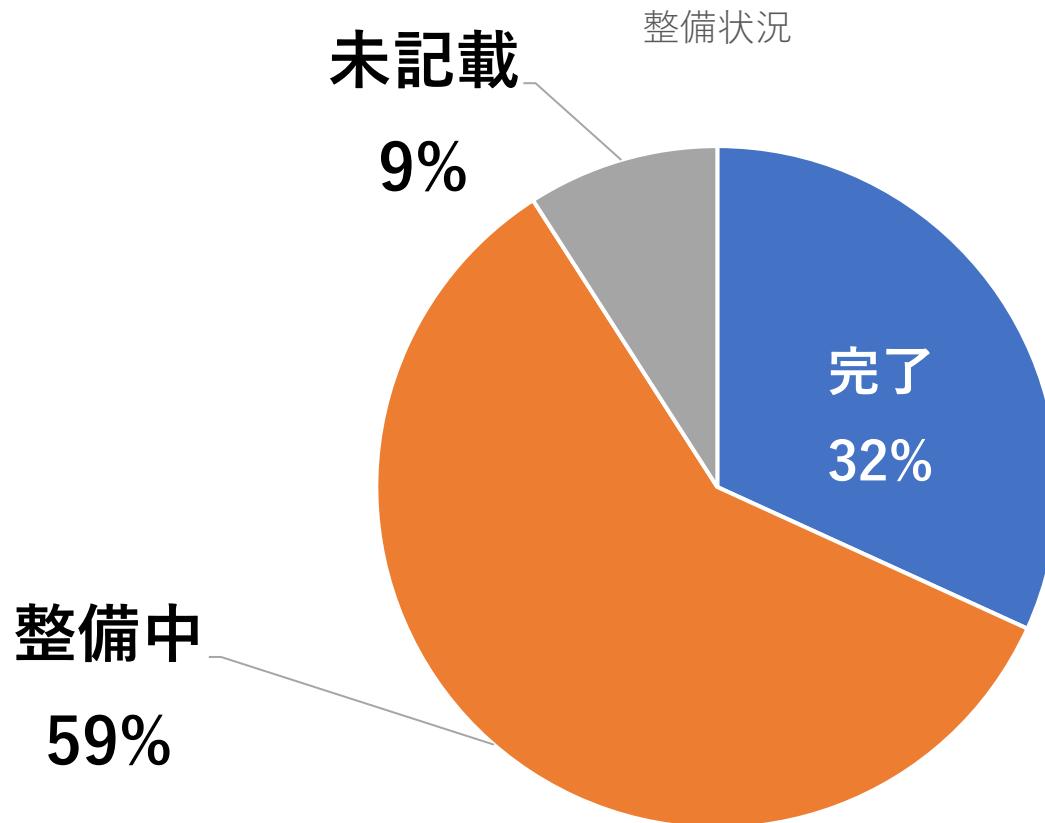
21年度通常枠の実行団体の採択状況

	申請事業数 (件)	採択事業数 (件)	採択率 (%)	助成予定額 (万円)	1事業当たり助成予定額(万円)		
					平均	最高	最低
通常枠	1,192	388	32.6	649,049	1,673	5,628	62
2022年度通常枠〈第1回〉※1	114	46	40.4	94,649	2,057	6,270	547
2022年度通常枠〈第2回〉※1	—	—	—	—	—	—	—
2021年度通常枠〈第1回〉	169	66	39.1	112,024	1,697	6,000	547
2021年度通常枠〈第2回〉	114	36	31.6	83,982	2,332	4,716	1464
2020年度通常枠	292	97	33	160,534	1,654	5,615	487
2019年度通常枠	503	143	28.4	197,860	1,383	5,628	62

2023年4月末現在

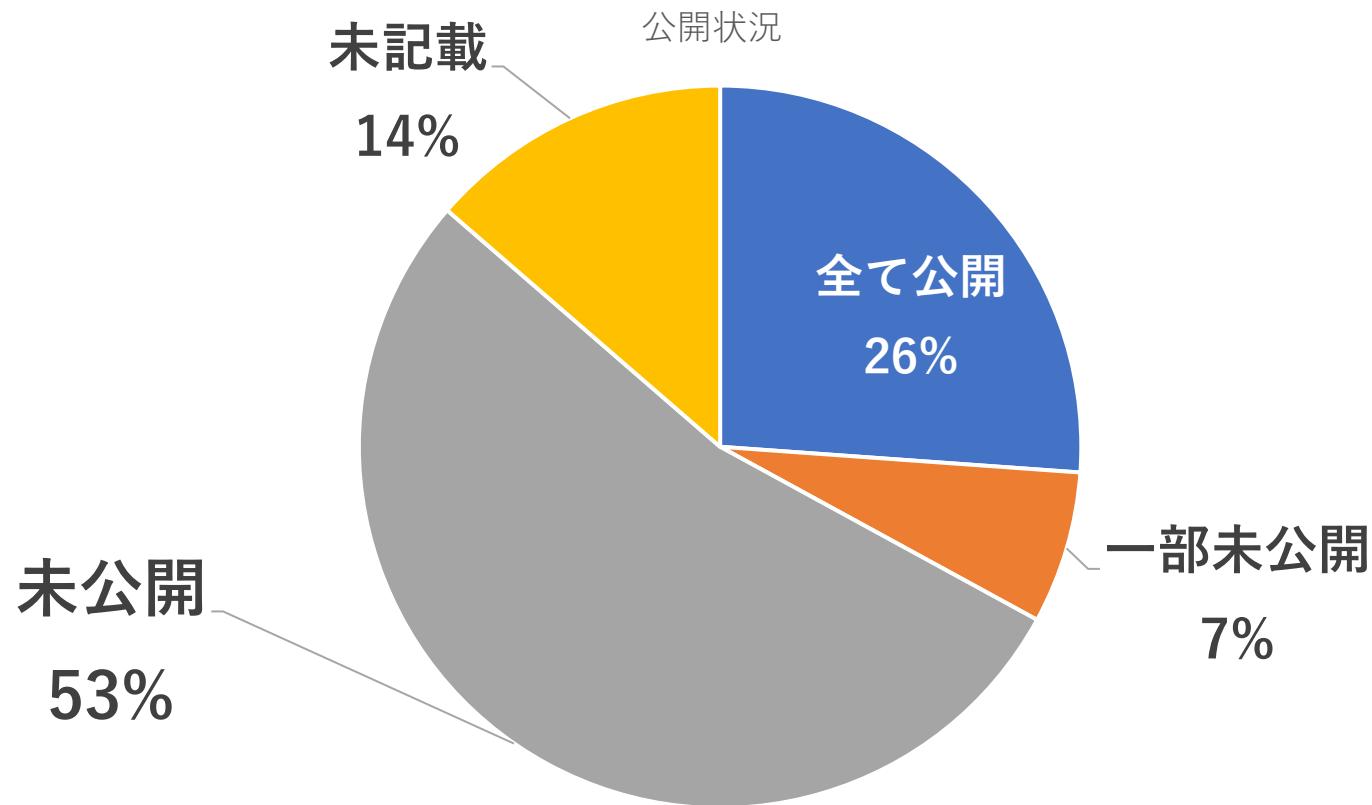
実行団体採択 **102** 事業

21年度通常枠 規程類整備状況



2022年度末報告書（88件）より

21年度通常枠 規程類整備状況



2022年度末報告書（88件）より



1. 規程類の整備・公開の前提

1. 規程類の整備・公開の前提

休眠預金活用事業は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」に基づき、**国民の資産である休眠預金等を原資として進められます。**

このため、その事業により社会課題解決に資することはもとより、**事業の公平性・透明性を確保するため、団体には「公正な資金の活用」「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められています。**

この求めに応じるため、JANPIAでは資金提供契約に**「ガバナンス・コンプライアンス体制等の整備」「規程類の公開」や「人件費水準の公開」等を定めています。**

ご参考：資金提供契約の内容

資金提供契約の該当部分の抜粋を以下に示します。

実行団体（乙）－資金分配団体（甲）_資金提供契約

第2章 助成金

（助成の対象）

第7条

2. 乙は、前項各号に掲げる経費に人件費が含まれる場合、当該人件費の水準その他甲が指定する事項を、乙のWebサイト上等で広く一般に公開するものとする。

第3章 ガバナンス体制等

（ガバナンス・コンプライアンス体制等の整備）

第14条

1. 乙は、不正行為等、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備として、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 業務の公正かつ適正な実施（本事業の実施を含むが、これに限られない。）のために、乙のガバナンス・コンプライアンス体制の整備及び強化に関する施策の検討、実施等を行う責任者を設置すること

(2) 株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会等の業務上の意思決定機関又は監督機関の運営に関する規則、倫理に関する規程、役員等の報酬に関する規程、情報公開に関する規程その他一般的に組織の運営を公正かつ適正に行うために必要な諸規程として甲が指定するものを備えること。なお、乙が本契約締結までに整備できなかった規程については、甲による必要な協力、支援、助言等を得て、助成期間中に備えること。

(3) 乙の意思決定等における特定の団体・企業等からの影響の排除、および乙の事業実施により特定の団体・企業の営利に資することのないように留意するなど、団体としての独立性・公正性を確保するよう努めること。

(4) 第2号に定める規程のほか、不正行為等（次条第1項に定義される。）及び利益相反行為防止のために必要な規程（次条に規定する措置を講ずることを含む内容のものでなければならない。）を備えること
2. 乙は、本事業を公正かつ適確に実施することができるよう、適切な意思決定を行うための体制を備えるものとする。

3. 乙は、第1項第2号及び第4号に定めるガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程を、乙のWebサイト上等で広く一般に公開するものとし、変更があった場合は甲に遅滞なく報告するものとする。

4. 乙は、消費者庁が策定する「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成28年12月9日）（その後に改定があった場合には改定後のものを指す。）を踏まえ、内部通報制度を整備し運用することに努めるものとする。

5. 乙は、JANPIAが設置する内部通報制度の存在、利用方法等について乙の役職員に周知するとともに、当該内部通報制度を利用した役職員の保護のために必要な規程を備えるものとする。

1.規程類の整備・公開の前提 | Q&A 1

Q 1

小さな団体なのに、たくさんの規程類を整備することは現実的ではないと感じています。よいやり方はありますか。



Answer

団体の大小にかかわらず「健全な団体運営」を行うためには、適切な管理体制（ガバナンス体制）の構築が欠かせません。そして、組織での不正行為は未然に防ぐには、その仕組みやルール（コンプライアンス体制）が必要です。その体制・仕組み・ルール等を明文化したものが規程類です。規程類を整備し、それに基づいた団体運営を行うことは、団体の信頼性を高めます。そしてこれは、休眠預金を活用する団体に特に求められるものです。

ただし、**規模の小さな団体に、過度な規程を設けることを推奨するものではありません**。休眠預金活用事業を実施する団体に求められるガバナンス・コンプライアンス体制については、申請時にご提出いただいた「ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書」に示しています。その内容を満たす形で、**団体の状況にあった規程類の整備を進めてください**。

JANPIAでは、上述現況確認書のステップ1を満たす規程の例として「ガバナンス・コンプライアンス基本規程（参考）」を用意しています。必要な団体は、資金分配団体にお問い合わせください。

ご参考

- 休眠預金を活用することをきっかけに、規程類を整備した実行団体の皆さんのが紹介します。（公開済みの事業完了報告書より転載しています。）

内部通報制度を設置したことによって、不正、ハラスメントを早期に発見することができるかもしれないという**安心感や不正、ハラスメントをためらわせること**ができる、結果発生率を減少できるのではと思う。またガバナンス、コンプライアンス体制が整ったことで、行政や第三者機関からも評価された。規定に沿った運営を行なっていく上で必要な**人員配置も明確になり管理体制も整ってきた**と感じる。



一部は既に施行中の規程もあったが、3割程が未整備の状態で、必要性を感じつつも取り組みが進んでいなかった必要な諸規程の整備が、本事業をきっかけとして実施されることとなった。事業開始以後はルールがきちんと明文化されたことで、業務の進め方や判断の指針、責任の在り方について適切に判断・対応できるようになった。特に**文書管理規程、或いは経理規定**は日常業務に關わる部分であり、文書や会計を管理する職員は業務上の根拠を獲得し、明確化されたルールの下で安心して職務に当たることが可能になった。



ご参考

- 休眠預金を活用することをきっかけに、規程類を整備した実行団体の皆さんのが紹介します。（公開済みの事業完了報告書より転載しています。）

今回の設定にあたり、ひとつひとつの規定について内部で理解を深め、団体の実情や理念に照らし合わせながら実運用に即した設定について議論した。事業を適切に遂行するために必要な項目を再検討することで、活動目的や社会的な責任がより明確になった。

3種類の規程類を新たに整備しました。特に会計に関する規定で、見直す個所や新たなルールを設定することができました。このほか、リスク管理倫理規定なども、これまで法人になかった決め事として、新設することができ、このプロジェクトに参加させていただいた意味がありました。

個人情報の取り扱いが改善され、ボランティア、スタッフ共に周知できたことで参加者の安心につながっている。



Q2 規程類を、なぜ公開しないといけないのですか。



Answer

JANPIAでは、資金分配団体・実行団体が、**国民の資産である休眠預金を原資とした助成金を適切に管理できる団体であることを、国民の目から見て明らかにしていただくために、「規程類の公開」を資金提供契約で求めてい**ます。

休眠預金活用している団体に興味・関心を持った国民の皆さんがあなたが誰でも確認することができるよう、Webサイト等で公開していただくこととしています。公開方法については、この書類の後半を参考にしてください。

Q3 「人件費水準の公開」は、なぜしなければいけないのですか？



Answer

休眠預金等活用制度では、従来の行政による補助金等では一般的にカバーされてこなかった人件費を助成金の対象とできるとされました。そのため、助成金を人件費に充当する場合、「人件費の水準」について、資金の出し手である国民の理解が得られるよう情報公開を徹底することが求められています。

【ご参考：基本方針該当箇所抜粋】

民間の団体の創意と工夫を生かすために休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、従来の行政による補助金等では一般的にカバーされてこなかった民間公益活動の実施に係る人件費や設備備品費、資金分配団体や民間公益活動を行う団体自らの成果評価の実施に係る経費等についても、内容を十分に精査し、それぞれが事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で合理的に必要と認められる範囲内において対象とすることが望ましい。その際、特に助成、貸付け又は出資の対象とする人件費の水準については、国民・住民の理解が得られるよう情報公開を徹底しなければならない。



2. 規程類の公開方法について

2. 規程類の公開方法について

規程類の公開は、
自団体のWebサイトにて行っていただくことが基本となります。

公開例としていくつかの団体をご紹介させていただきます。

► フードバンク愛知

[団体概要 | フードバンク愛知とは | フードバンク愛知 \(foodbank-aichi.org\)](http://foodbank-aichi.org)

► 都岐沙羅パートナーズセンター

[DISCLOSURE - 都岐沙羅パートナーズセンター \(tsukisara.org\)](http://tsukisara.org)

► 福岡子どもホスピスプロジェクト

[福岡子どもホスピスプロジェクトとは？ | 福岡子どもホスピスプロジェクト \(kodomo-hospice.com\)](http://kodomo-hospice.com)

2. 規程類の公開方法について | Q&A 1

Q1 所轄庁ホームページや日本財団のCANPAN等の情報公開サイトを活用してもいいですか？



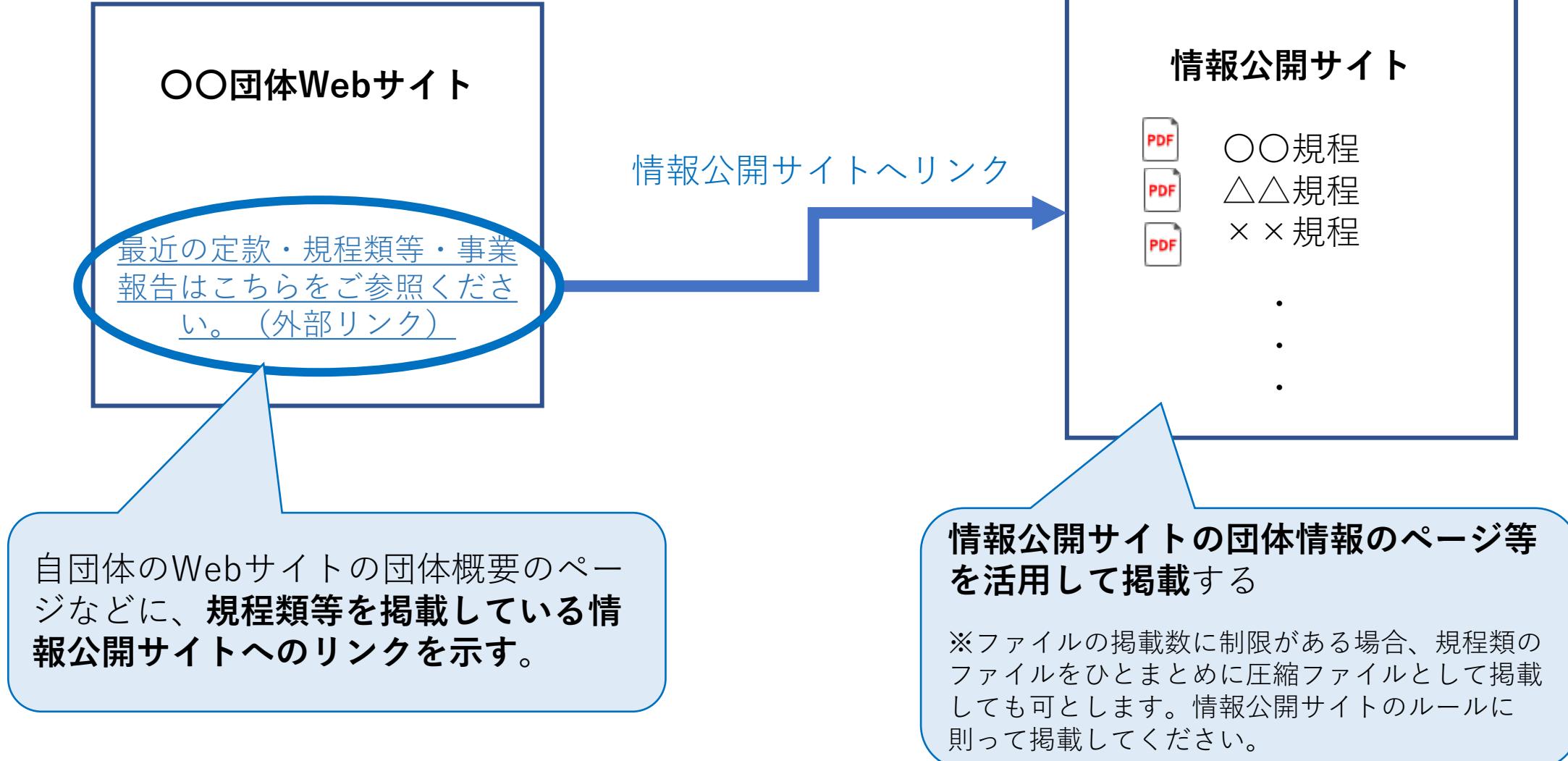
Answer

ご活用いただくことができます。

自団体Webサイトで直接公開していない場合でも、他組織が運営している「情報公開サイト」にて、これらの情報が公開されていることが自団体Webサイトで明確にされているときは、自団体Webサイトに公開されているものとみなします。

2. 規程類の公開方法について | Q&A 1

[情報公開サイトを使った公開方法]



2. 規程類の公開方法について | Q&A 2

Q2

一部の規程は事業期間中に準備する計画です。
すべてがそろってからの公開でもいいですか？



Answer

公開は、整った規程から順次進めてください。

特に、申請時にご提出いただいた「ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書」のステップ1【資金提供契約書締結時までに確認をしておきたい事項】に関する規程類については、実行団体に採択されたら、できるだけ速やかに公開してください。

2.規程類の公開方法について | Q&A3

Q 3

団体のSNSはありますが、団体のWebサイトが
ありません。どこで公開したらいいでしょうか。



Answer

公開方法として2例を示します。資金分配団体と相談の上、公開方法をご検討ください。

- ① 前述の「情報公開サイト」を活用して公開する。
- ② 暫定的に資金分配団体の休眠預金活用事業を紹介するページを活用し、公開する。
※ 可能であれば、SNS等の「自己紹介欄」などに公開しているページのリンク先を示してください。

なおJANPIAでは、実行団体のWebサイトが開設されていない場合、基盤整備の一環として、資金計画にWebサイト作成経費を計上し助成期間中に速やかにWebサイトを制作することを推奨します（次ページを参照）。

2. 規程類の公開方法について | Q&A3

[Webサイトの制作の推奨について]

団体のWebサイトは様々な役割があります。

- ・団体の存在を明らかに示す役割
- ・ステークホルダーへ団体の活動を周知する役割
- ・団体イメージの向上のための広報を行う役割
- ・情報公開・情報提供を行う役割

等



団体のWebサイトを通じて情報公開や広報を着実に実施することは、**団体の信頼や評判、活動への共感を醸成することにつながるもの**であり、特に実行団体にとって**多様で自立的な資金確保の点からも重要**であると考えます。

また、**団体のWebサイトでの情報公開（透明性、説明責任等）**は、ガバナンス・コンプライアンスの観点から不可欠な要素であり、休眠預金活用事業でも求められています。

そのためJANPIAでは、実行団体のWebサイトが開設されていない場合、基盤整備の一環として、**資金計画にWebサイト作成経費を計上し助成期間中に速やかにWebサイトを制作することを推奨**します。資金分配団体と相談の上、進めてください。

2.規程類の公開方法について | Q&A 4

Q 4

団体のWebサイトを制作中です。できるまでの間、事務所に備え置きとしてもいいでしょうか？



Answer

資金提供契約では、あくまで休眠預金活用している団体に興味を持った国民の皆さんが誰でも確認することができる形での公開を求めていきます。

事業開始直後にWebサイト準備中でやむを得ず備え置きになってしまっても、助成期間中の早い時点での改善を目指してください。

なお、Webサイトの制作に時間がかかる場合は、まずQ3を参考に公開を進めてください。

**Q5 規程類と人件費水準は
同じページに情報公開しなくてはいけませんか？**



Answer

人件費についてのルールが規程や細則で定められている場合が多く、規程類が公開されている個所に人件費水準も公開されている団体が多いのが現状です。しかし、**必ずしも同じページに公開する必要はありません。**

団体のお考えに沿って、団体サイト内の適切なページで情報公開してください。

例) 規程類は団体概要ページで公開し、
人件費水準の公開は休眠預金活用事業を紹介するページで公開する 等

ご不明点等ございましたら、資金分配団体・JANPIA担当PO、もしくはJANPIAの担当者までお問い合わせください。

JANPIAの問合せ先

メール

info@janpia.or.jp

電話

03-5511-2020

※電話に出た職員に、規程類に関する問い合わせであることをお申し付けください。
担当者におつなぎします。